

広島県告示第二百十五号

広島県民文化センター設置及び管理条例（昭和五十九年広島県条例第二十一号）別表の第二号の規定により、広島県民文化センターふくやまを利用する場合における附属設備の利用料金の範囲を次のように定め、平成二十六年四月一日から施行する。

なお、平成二十二年広島県告示第五百七十三号（広島県民文化センターふくやまを利用する場合における附属設備の利用料金の範囲）は、平成二十六年三月三十一日限り、廃止する。
平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

附属設備の利用料金の範囲

区 分	単 位	利用料金の範囲
ホール ピアノ（スタインウェイフルコンサート）	一台につき	一四、一〇〇円以内
所作台	一式につき	八、四四〇円以内
平台	一台につき	一四〇円以内
能舞台	一式につき	一六、八七〇円以内
仮設花道	一式につき	一、四四〇円以内
松竹羽目	一式につき	一、四四〇円以内
指揮者台	一台につき	一四〇円以内
譜面台	一〇台まで（ごと）につき	一四〇円以内
演台	一式につき	六九〇円以内
司会者台	一台につき	二七〇円以内
金屏風	一双につき	一、四四〇円以内
毛せん	八枚まで（ごと）につき	一四〇円以内
長布団	八枚まで（ごと）につき	一四〇円以内
地絨 <small>（がすり）</small>	一枚につき	一四〇円以内
沙幕 <small>（さく）</small>	一式につき	四一〇円以内
紅白幕	一对につき	一四〇円以内
浅黄幕	一对につき	一四〇円以内
上敷	一六枚まで（ごと）につき	四一〇円以内
大太鼓	一式につき	一、四四〇円以内
映写機	一台につき	一、四四〇円以内
スライドプロジェクター	一台につき	六九〇円以内

共通	文化交流室										練習室																				
	電気設備	CDプレーヤー	カセットテープレコーダー	ビデオカセットレコーダー	ビデオプロジェクター	ワイヤレスマイク	マイク	スライドプロジェクター	司会者台	演台	アンプ	カセットテープレコーダー	CDプレーヤー	電子オルガン	ピアノ(国産アップライト)	ピアノ(国産グランド)	照明設備	ステージモニター	ステージスピーカー	跳ね返りスピーカー	MDプレーヤー	CDプレーヤー	レコードプレーヤー	カセットテープレコーダー	テープレコーダー	補助ミキサー	三点吊 ^{ぶら} マイク	エレベーターマイク	ワイヤレスマイク	マイク	ミラーボール
	一キロワットまで ごとにつき	一台につき	一台につき	一台につき	一台につき	一本につき	一本につき	一台につき	一式につき	一式につき	一台につき	一台につき	一台につき	一台につき	一台につき	一キロワットまで ごとにつき	一台につき	一台につき	一台につき	一台につき	一台につき	一台につき	一台につき	一台につき	一台につき	一式につき	一式につき	一本につき	一本につき	一台につき	一台につき
	一四〇円以内	一四〇円以内	一四〇円以内	一四〇円以内	一、四四〇円以内	一四〇円以内	一四〇円以内	六九〇円以内	二七〇円以内	六九〇円以内	一四〇円以内	一四〇円以内	六九〇円以内	六九〇円以内	二、一六〇円以内	一四〇円以内	二七〇円以内	八四〇円以内	五六〇円以内	一四〇円以内	一四〇円以内	一四〇円以内	一四〇円以内	六九〇円以内	六九〇円以内	一、四四〇円以内	一、四四〇円以内	一四〇円以内	一四〇円以内	六九〇円以内	

備考

- 一 この表の利用料金は、午前（九時から十二時まで）、午後（十三時から十六時まで）及び夜間（十七時から二十一時まで）のそれぞれごとに徴収する。
- 二 この表の照明設備の利用料金は、使用する照明設備の定格消費電力の合計により算定するものとする。
- 三 この表の電気設備の利用料金は、器具の持込みをして電力を使用する場合の利用料金をいい、持込器具の定格消費電力の合計により算定するものとする。
- 四 この表の設備の取付け及び操作は、使用者において行うものとする。